

1.はじめに

「商業教員養成課程」はその名称からもわかるように、まずもって高等学校の「商業」科教員を養成することをめざしている。すなわち、本課程の卒業要件を満たすことによって、高等学校教諭一種免許状（商業）を取得できるようになっている。

一般に教員養成の教育課程は①「一般教育科目」「外国語科目」「保健体育科目」、②「専門教育科目」（①②いずれも大学設置基準の大綱化によって名称はなくなった）、そして③「教職に関する科目」によって構成されている。本課程は高等学校の「商業」の教員免許状取得に必須な「教科（商業）に関する科目」（「職業指導」4単位を含む40単位）と「教職に関する科目」（19単位）を必修としている。すなわち「商業教員養成科目」（学則上は他の4学科の専門教育科目をすべて含む）として41単位（これによって「職業指導」をのぞく「教科に関する科目」の36単位をカバーしている）履修することを義務づけている。また「教職科目」として「教職に関する科目」（19単位）と「教科に関する科目」のうち「職業指導」（4単位）を必修としている。

重ねて強調すれば、本課程は高等学校の商業担当教員を養成することを主眼として設置されたものである。だが1953年に本課程が設置されてからすでに40年余が経過している。この間の時代の流れは激しく、基本的には本課程は現状では時代から取り残されてしまっている感が強い。だが他方では本学の教員養成の特殊事情によって「時代から取り残されてしまっている」と一言でかたづけるには、事情はそれほど簡単ではない。とくにこの事情は本課程に関係する者以外にはなかなか理解しにくいであろう。以下2点にわたって、このことを説明することにする。

① 今後「商業」教員の需要が増すかどうか。

この点に関して、国立大学協会教員養成制度特別委員会は、その報告書『大学における教員養成－教員養成の現状と将来－』（平成4年1月）のなかで次のように指摘している。

「職業科に関する専門の単科大学においては、後期中等教育の教員養成に関して伝統と実績もあり、教員養成に関する優れた問題意識を保持している。むしろ、教職への意欲を減退させているものは、後期中等教育の改善充実こそ、根本的に問われている問題であると考えられる。

たとえば、商業教員について、すでに商業高校長会と緊密な連絡をしているケースや商業科の課程認定を地元から要請されたケースもある。あるいは推薦入学検討の過程で商業科教育の在り方とその教員の重要性が認識されたケースもある。」

「これらの専門学部の多くの学生が普通高校出身者であり、産業教育に対する理解に乏しいなど積

極的に教員を志すものは多くはない。そのため、産業教育を育てるための特別の方法として、他大学卒業者を含めた免許取得希望者に対する免許法認定講座・教職特別講座の開設、職業科高校からの推薦入学等による教員養成、技術科等の教員養成を含む特別な教育体制を検討することも考えられる。

ただし、これらの問題については、産業教育に関する高等学校自身の将来の問題が前提条件になるので、学制全般に関する将来像との関連が問われなければならない。」（56頁、下線は引用者）

述べられていることはきわめて簡単なことである。後期中等教育すなわち高校教育が将来どのような方向をとるかに「商業教員養成」もかかっている、ということである。高校教育において「商業教育」が今後拡充されるのか否か、に問題を解く鍵があるということである。ここでは学制全般についての将来像を描くことはとてもできない。ただし、次のようなことを念頭においたとき、商業教員養成課程の将来もおのずと明らかになってくるであろう。

1970年以降の高校教育の動向－新設された高校は主として普通科高校、実業高校の普通科高校への転換、全高校数に対して商業高校が占める比率の減少傾向などを踏まえたときに、今後実業教育が「拡充されるか」という問いに、即座にイエスと答えることには躊躇せざるを得ない。というのも、後期中等教育をめぐる政策もさることながら、その背後にある大衆の進学熱の存在は無視できないものであり、それは政策的に簡単に抑えることはできないと考えるからである。もちろん高等教育への進学率が全国平均より低い北海道の進学事情、あるいは近年の総合技術高校への移行、あるいは新タイプの高校の新設などの趨勢を考慮しなければならないかもしれない。しかし、多くの親が自分の子どもを願わくば普通科高校に入学させたいと思っているのもまた事実である。実際、近年の北海道の高校志願状況もまた普通科志向が高まっていることを顕著に示している。したがって、商業高校はもはや「完成教育」としての魅力だけでは生徒をひきつけておくことができないのではないか。たとえば、本学との関連で言えば、推薦入学にたいする期待を商業高校の側が強くもっていることはよく知られている。これも高等教育との連結が商業高校に求められているひとつの例であろう。

さらに「これらの専門学部の多くの学生が普通高校出身者であり、産業教育に対する理解に乏しいなど積極的に教員を志すものは多くはない。」（前掲報告書56頁）という指摘は本大学にもそのまま当てはまる。本大学（昼間コース）の学生はそのほとんどが普通科高校出身者であり、高校時代に「商業」科目を受講してきた者は多くはない。したがって入学当初から積極的に「商業」教員をめざす学生が少ないというのが現状であろう。

以上のことから「商業」教員養成を目的とする課程が今後重要性を増すことがあると主張することはきわめてむずかしい。このような実状を前提にして、本学では2年次の所属学科・課程を決定するに際して、先年まで本課程の学生定員25名を各学科に振り分ける修正定員の制度を採用してきた。

② ただし、これで問題がかたづいたわけではない。修正定員があったにもかかわらず、この10年余各学年2桁の学生が本課程に所属していた。これらの学生の多くが「商業教員」志望では

ないにもかかわらず、本課程に所属を希望した背景には「研究指導」（12単位）の問題がある。基本的には本課程の趣旨からいっても「研究指導」は他学科の「研究指導」を履修することになっている。ところが1984年度から現言語センターの教官による「英語」関連の「研究指導」が開設されたのである。『北に一星あり－小樽歯科大学の発展をめざして－』第一集では言語センターによる自己評価がなされている。

「昭和59年度から商業教員養成課程にゼミナール（英語関連）が開設された。当初は中学・高校の英語の免許を取得し、教員になる卒業生が多かったが、近年は教員ばかりでなく、英語を活かした職業、例えば航空会社、旅行社、日本語教師などを選ぶ学生も増えてきている。そのため、「教員養成課程」とはなじまない側面も出てきており、組織・制度面での変革もしくは整備が必要な段階であるかも知れない。英語の力を徹底させるためにゼミナールは有意義であると考えられる。」（82頁）

これはあくまでも言語センターによる自己評価である。ここでは本課程の側から、本課程と関連する限り、「英語」関連の「研究指導」の問題に触れざるを得ない。「商業教員養成課程」になぜ「英語」関連の研究指導なのか、といぶかる方もおられるかもしれない。ここが問題を複雑にさせている点である。

伝統的に本学は「商業」に加えて「英語」の教職課程をも認められてきた。ちなみに教職課程の認定は一学科一免許が原則とされている。一般に「英語」の教職課程が認められている大学の多くは専門教育として「英語」関連科目が講じられているーたとえば英語学科、英米文学科などの専門教育ー場合が多い。しかし本学では「教科（英語）に関する科目」として別建てになっている。したがって、「英語」の教員免許状を取得するには「教科（英語）に関する科目」（40単位ー以下単位数は1991年度入学生の場合）を履修しなければならず、それはいずれの学科・課程の卒業所要単位にも含まれていない。各学科所属の学生は高校「英語」の一種教員免許状を取得するためには、卒業所要単位136単位（昼間コース）に加えて「教科（英語）に関する科目」（40単位）と「教職に関する科目」（19単位）を履修する必要がある。

この「英語」の教員免許状を取得しやすくするために（と考えられる）、1984年度から「英語」関連の「研究指導」が本課程に開設された。なぜならば商業教員養成課程の卒業所要単位のなかに「教職科目」（23単位、このうち「教職に関する科目」15単位が英語の免許状取得に必修）が含まれており、かつ「「研究指導」は商業教員養成課程に所属する学生で、英語の教育職員免許状を取得しようとする者に限り履修することができ、修得単位は英語学又は英文学の単位として換算できる」と定められていたために、英語の免許状取得が他の学科に較べて易しくなったからである。

上の規定からもわかるように「英語」の「研究指導」を履修する学生は本課程に属す必要があった。本課程の目的は「商業」の教員養成であるにもかかわらず、「英語」の「研究指導」が

本課程に開設されてきた。この「研究指導」が学生の要望に応えていることは重々承知している。ところが本課程の所属教官にとっては、教員志望でない学生を抱え込まざるを得なかったというのもまた事実である。すなわち、何らかの理由で「英語」の「研究指導」を履修したい学生は本課程に所属しない限り、それを履修できない仕組みであった。これらの学生にとって必然的に「教職に関する科目」は必修となる。この10余年間本課程はそのような多くの学生を毎年抱え込んできた。

改組にともなう課程申請に際して、「英語」関連の「研究指導」12単位が1992年度入学生からは「教科に関する科目」に算入されなくなった。本課程の所属教官は、この結果本課程への所属学生は減じると予測したが、さまざまな要因からその予測はあたらなかった。そのひとつの理由は、「英語」関連の「研究指導」を担当教官は依然として商業教員養成課程の「研究指導」と位置づけているからであろう。というのも95年度の「研究指導」募集に際して4つの「研究指導」のうち3つまでが「研究指導」所属の要件として「商業教員養成課程」所属の学生であることを挙げている。こうして商業教員養成課程の目的と「英語」関連の「研究指導」に所属する学生の意識とのあいだには、ズレが生じる可能性を当初からはらんでいた。そしてそれは今もそうである。

以上のこととここでもう一度整理しなおしてみる。

結論としては本課程は残念ながら時代から取り残されてしまっているということである。誤解をまねかぬために付け加えておくと、教員養成が時代から取り残されているという意味ではなく、25名の定員をもち、商業教員養成を目的とする、ある意味で閉鎖的な課程は、時代にそぐわなくなっているということである。

- ① 「商業」教員の養成を目的とした課程、それも学生定員25名の課程はすでに上述の理由で存在価値が今後上昇するとは考えられない。だからこそ「修正定員」で対処してきたはずである。もちろん道内外の高等学校の商業教員を輩出してきた伝統はあるが、それは目的養成である本課程が今後とも担うべきかどうかについては検討が必要であろう。というのも本学の各学科においても「商業」の教職課程は認定されており、本課程よりも他の学科の方がふさわしいともいえるからである。すなわち、本課程はまずなによりも教員免許状を取得することをめざしているため、その科目がきわめて体系に欠けている。「商業教員養成科目」も他学科の科目を総花的に履修せざるを得ない。これが高等学校の商業教員を志望する者にとってふさわしいかはきわめて疑問である。それよりは他の学科に所属し、各学科の専門教育科目（これによって36単位の「教科に関する科目」をカバーする）を履修し、その上で「教職に関する科目」を履修する方が、現状においてははるかに望ましいと考えられる。教員免許状取得のための単位増加（卒業所要単位プラス23単位）は学生にとってはそれほど重い負担とはならないであろう。
- ② 基本的には「英語」の教員免許状取得を容易にさせるという方策ゆえに、商業教員養成課程

はその存在理由があった。「あった」と過去形でいうのは、すでに述べたように「研究指導」を「教科に関する科目」に算入できなくなったことも大きい。いまや「英語」の教員志望学生にとっては、「教職に関する科目」19単位のうち15単位は「英語」の教員免許状取得に必須な単位となることが、唯一この課程の利用価値であろう。

一定数の学生をかかえているのは、すでに述べたような言語センター所属教官による「英語」関連の「研究指導」が、依然として「商業教員養成課程」所属学生を対象としていることもその一因と考えられる。あるいは本道の高校における受験指導が影響しているとも考えられる。ともあれ、本課程の所属教官は「英語」関連の研究指導は学生の要望としてあるし、存続すべきとは考えるが、商業教員養成課程の研究指導とすることによる負の側面を考えたときに、今後ともこのような形で存続させることを早急に検討する必要があると考えている。どうのものこの10年余の経験からいふと、教員志望でない学生に教員養成のカリキュラムを学ばせることは、教師と学生の両者にとって精神衛生上あまり好ましくない、と思われるからである。理由は違うにしても言語センターによる「研究指導」の自己評価にも『『教員養成課程』とはじまない側面も出てきており、組織・制度面での変革もしくは整備が必要な段階であるかも知れない』と指摘されている。

以上現在本課程が抱えている大きな問題について述べたが、以下それぞれの項目にしたがって補完し説明を加えていく。

2. カリキュラム

(1) 本課程の教育目標からみた現状評価と今後の課題

教員免許基準の引き上げ（本学では1990年度入学生から適用）によって、本学のような一般大学における教員養成とその教育研究条件が大きな影響を受けたのは事実であろう。大綱化による大学カリキュラム全体の弾力化にもかかわらず、教員養成カリキュラムは、免許基準に基づいて基本的に決められており、編成の幅はかならずしも広くはない。実際に資格基準がそのままカリキュラム基準にならざるを得ない。とくに、「教職に関する科目」については、細目に区分された基準に則って開設し履修させることになるため、カリキュラムの自由な設計の余地は少ないので現状である。（別表参照、(3)と関連）

(2) 他学科・系とのカリキュラムの相互関連性

学則の上では、「商業教員養成課程科目」は他の4学科の科目を全て含むことになっている。すなわち「教科（商業）に関する科目」は他学科すべての「専門教育科目」がこれに該当するこ

とになっている。「商業教員養成課程科目」取得41単位のなかには選択必修科目12科目中6科目(24単位)以上含めることが定められている。この科目が「商業」教員養成にふさわしい科目であるかは他学科の教官の助力のもとに再考する必要があろう。

教員には「日本国憲法」の知識が必要と考えているので、基礎教育科目「法学概論」(日本国憲法2単位を含む)4単位を必修としている。

「教職に関する科目」については他学科の「専門教育科目」と直接的な連関を念頭において考えるということはしたことがない。

(3) 授業科目と配当年次

別表参照

3. 履修

(1) 少人数対多人数教育

改組により1992年度入学生の学生定員が505名(臨時増募分を含む)に増加するに伴い、以前に較べると教員免許状取得希望学生は増えている。だが、基準をどこにおくかによって違いがでるであろうが、多人数教育というほどには受講者数は達してはいない。しかし講義形式ではない授業をおこなっている授業、たとえばコンピューター・ラボラトリーを使用している授業、あるいはマイクロ・ティーチングを採用している授業などでは、授業を2コマに分けて行なう必要がでてきている。

また、「教育実習」受け入れ高校についても問題が生じてきた。附属学校をもたない本学では、「英語」の教育実習については、基本的には母校実習を基本としているが、「商業」の教育実習については、多くの学生が普通科高校出身であり、母校実習が不可能であるので、今まで小樽商業高校に引き受けていただいてきた。しかし95年度からは夜間主コースの学生も「教育実習」を行なうこともあり、実習生の人数が多く、「商業」の教育実習は小樽商業高校のみではまかないきれなくなっている。

(2) 通年制対学期制

別表からもわかるように、「教育基礎論Ⅰ」をのぞき、他の教科目はすべて2単位半期制になっている。これは教育職員免許法の改正(1990年度入学者から適用)によって、「教職に関する科目」については、細目に区分された基準に則って開設し、履修させることになったためである。通年制あるいは学期制の長所を考慮して現在のような方式になったわけではない。

(3) 履修指導およびオリエンテーション

本課程の目的からいって、本課程に所属することは即「教職に関する科目」（19単位）と「職業指導」が必修となり、かつ「商業教員養成科目」の41単位中6科目（24単位）は選択必修となることを意味する。他の学科に比較して学生の授業選択の余地は多くはない。実際学生は時間割の関係で取得し易い科目を選択する傾向がままみられる。以上の点については、学科所属のためのオリエンテーションにおいて、資料を配布し、説明はしている。

(4) 学科所属制度と転科問題

学科所属のオリエンテーションの際、口を酸っぱくして本課程の目的を説明し、プリントを配布しているが、すでに説明したような理由によって、教員志望でない学生を多く抱えているのが現状である。学生の本課程への転科の主たる理由は教員免許状の取得のしやすさ、そして「研究指導」履修のためである。ところが1992年4月以降、転科願いがだされなくなった。そのひとつの中の理由は「英語」の「研究指導」が「教科に関する科目」に算入できなくなったことにあると考えられる。

平成9年度からの学科別入試によってこの問題はかなり解消するのではないかという期待はある。学科別入試によって本課程の所属希望者は基本的には2年次に希望を募る予定である（詳細は未定である）が、その時点までに現在の「英語」関連ゼミナールとの関係をはっきりさせるべきであると考えている。

(5) 成績不振者への対応

専任教官による「教職に関する科目」については、基本的には出席を重視している。一定の到達レベルを強く学生に要求することはしていない。そういうことができることが望ましいかもしれないが、現実にはそれを強行すれば、「成績不振者」を増やす結果となるであろう。したがって、現実に「教職に関する科目」が単位修得できないのは、理由はどうであれ、ほとんどの場合授業出席回数が足りないことによるものであろう。

このような学生に本課程として統一的な対応処置をとるというようなことはしていない。

(6) 科目等履修生の受け入れ

教員免許状に必要な「教職に関する科目」受講のために聴講生などの受け入れは、今まで多くとも数人であったので、希望があれば受け入れてきた。ただし、科目の性格によってはできる限り少人数が望ましいものもあり、今後受け入れ体制の検討が必要かとも思われる。

(7) 検定資格の評価

「教職に関する科目」に代替できるような検定資格を導入することは今のところ考えていない。

4. 授業

現在の基本的問題は、本課程の目的に沿って授業は構成されている一方、学生のすべてが必ずしも教員志望ではない、という点にある。制度的な枠組みとそこに所属している学生の意識との間に齟齬が生じている点にある。

(1) 課程の教育方針と授業内容の関連性

本課程は高校の「商業」教員を養成することをめざしている。この方針のもとに授業内容は構成されている。もちろん「教職に関する科目」は「商業」教員ということではなく、「教員」養成という目的のもとで、授業内容を構成している。

(2) 授業内容の公表

それぞれの科目については教授要目に事前に公表されている。統一された形式ではないが、専任教官担当の「教職に関する科目」の授業では、第一回目の授業に際して、講義の目的、予定、評価方法などをプリントして配布している。

(3) 課程内及び学科・系間での授業内容の調整

教育職員免許法の改正によって、「教職に関する科目」については細目に区分された基準に則って開設し、履修させることになっている。したがって、スタッフ数が充分であれば、授業も細目にしたがって行なうことも可能であろう。だが、現状では専任スタッフがきわめて限定されており、このなかで教官の専門以外の講義をせざるを得ないのが現状である。たとえば「教育基礎論Ⅰ」「教育基礎論ⅡB」計6単位分が、また「教育方法学」「教育実践論Ⅰ」「教育実践論Ⅱ」計6単位分が同一の教官によって担当されている。その内容はきわめて多岐にわたっており、同一の教官によって担当するのはいささか無理がある。「教職に関する科目」というきわめて広い領域をカバーする科目を、限られたスタッフで担当することは、当然歪みを生じさせている。

カリキュラムの項でも述べたが、他の学科・系と「教職に関する科目」の授業内容について調整はしてはいない。

(4) 授業内容の評価のシステム

統一された評価システムは採用されていない。担当教官が各自の方法で工夫しているのが現状である。

(5) 教授方法の開発

非常勤講師を含めてある程度一致した意見は、必修で授業を受けている昼間の学生よりも、夜間主コースの学生を相手にした授業に熱気を感じるということである。さまざまな要因を考えら

れるが、必修でしかたなく履修する学生と、選択で自らの意志で履修する学生の取り組みの違いがあるのでなかろうか。

昼間コースの学生もその勉学意欲、学力についてはかなりな幅がみられる。またすでに何度も指摘したように、現在の学科所属方法および本課程に所属している一部の学生にとって、「教職に関する科目」は彼らの望んで学ぼうとしている科目ではない。

このような条件のもとで授業を成立させることはけっして簡単ではない。もちろん、だからといって教授方法の開発を怠っているものではない。すでに述べたように、講義形式ではなく、たとえばコンピューター・ラボラトリーを使用し、あるいはマイクロ・ティーチングを採用するなどの工夫はしている。概して講義形式の授業では90分学生の方が耐えることはできないのは事実であろう。

(6) 学外講師の活用による授業

本課程の性格上、できる限り中高校の現職教員との連携を深めることが重要と考えられる。このため「商業科教育法」（2単位）「道徳教育の研究」（2単位）の2科目については、非常勤講師として現職の高校教員お二人に担当いただいている。また「教育実習」の事前指導においても、現職教員を招き話をうかがう試みがなされている。今後は専任教官の授業の中にも、このような試みが広がることは望ましいと考えている。

〈別 表〉

教 職 に 関 す る 科 目	教育の本質及び目標に関する科目 教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目 幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に関する科目 教科教育法に関する科目 特別活動に関する科目 生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目 教育実習	単位数	科 目 名 (单 位 数)	配当年次	開講期	受講者数
		1 0	教育基礎論 I (4)	2	通 年	7 0
			教育基礎論 II A (2)	2	半 期	3 9
			教育基礎論 II B (2)	3	"	5 1
		4	教育方法学 (2)	3	"	4 5
			商業科教育法 (2)	3	"	3 0
		2	教育実践論 II (2)	2	"	5 9
			教育実践論 I	2	"	5 2
		3	教育実習	4		2 8 ※
		計 1 9				

※ 教育実習は、平成6年度から配当年次を4年生に限定したので、昨年度実習した学生を合わせると実数はこれより多い。